

令和 7 年度 学校教育基本方針

伊予市教育委員会

【趣 旨】

「生涯学習都市の創造」を基本理念とした伊予市教育大綱（令和 3 年 3 月策定）を踏まえ、伊予市の将来像である「まち・ひと ともに育ち輝く伊予市」の実現のために、学校教育として取り組むべき目標や方針を次のように定めます。

【ねらい】

小中学校学習指導要領の趣旨の実現に向けては、子どもたち一人一人の可能性を伸ばし、新しい時代に求められる資質・能力を着実に育成していくことが重要です。そのために求められる学校教育の在り方を探究しながら未来を担う子どもたちの「生きる力」を育んでいきます。

【重点目標】

- 1 社会総がかりで取り組む教育の推進
- 2 安全・安心な学校づくりと教育環境の整備
- 3 確かな学力の定着と向上
- 4 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進
- 5 人権・同和教育の充実と子どもの健全育成
- 6 特別支援教育の充実
- 7 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

学校教育充実のための方針

1 社会総がかりで取り組む教育の推進

- (1) 子どもや保護者、地域の実態に即した学校の教育目標や教育方針を明確にし、社会に開かれた特色ある教育活動を展開します。
- (2) 地域と共にある学校づくりのために、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働して学校教育の質の向上に努めます。そのためには、学校評価を適切に実施するとともに、学校と地域のつなぎ役となる人材（地域学校協働活動推進員等）の育成や、地域の教育力の向上を図るなど、今年度から市内全小中学校 13 校に導入された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の円滑な運営を通して、地域との協働体制を構築します。
- (3) 中学校部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」の中で、生徒の活動機会の保障や新たな地域クラブ活動を整備するための必要な方針・対応について検討を図るとともに、地域に向けて積極的に発信します。
- (4) 「伊予市特色ある学校づくり補助事業」を積極的に活用し、地域に根ざした教育を推進します。この外、地域と連携したコミュニティ・スクールの効果的な運用を図ることで、小学校においては「伊予市の暮らし」を効果的に活用し、市民的資質の育成を図り、中学校においては、えひめジョブチャレンジ U-15 事業の充実を目指し、地元企業への啓発及び協力要請に努めます。

2 安全・安心な学校づくりと教育環境の整備

- (1) 教育支援教室「はばたき」への通所も含め、関係機関等とも連携を図りながら、校内ステップルームや校内サポートルームの設置による不登校傾向にある児童生徒への学びの場の提供、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携強化、インターネット上に構築された仮想空間での学びの場の提供といったＩＣＴの活用など、個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな支援体制を充実し、全ての児童生徒が安心して学ぶことのできる居場所づくりを進め、きめ細かな支援及び教育相談体制の構築に努めます。
- (2) 学校安全に関する教職員一人一人の危機管理意識を高め、施設設備の安全点検も含めた校内の危機管理体制の整備に努めます。
- (3) ＩＣＴ関係等の教育環境の整備に努め、効果的な教育活動を展開するとともに、個人情報保護を徹底しながら校内における情報管理について絶えず見直しと改善を行います。
- (4) 家庭や地域と連携して安全確保の徹底のため、定期的に通学路や危険箇所(point)の点検を行ったり、地域や学校の実態に即した防災訓練・避難訓練を計画的に実施したりします。また、毎年、危機管理マニュアルや安全マップ、学校防災マニュアル等を見直し、より実効性のあるものに改善していくとともに、防災教育の推進と充実に努めます。
- (5) 見守り隊やスクールガードリーダー、警察や交通安全協会等と連携協力し、交通安全教室や不審者対応などの防犯教室等を開催し、地域ぐるみで子どもを見守る体制の強化や訓練の充実に努めます。
- (6) 学校給食において、地産地消の推進に努め、徹底した衛生管理のもと、安全・安心な学校給食を実施します。
- (7) 少子化による児童生徒の急速な減少に対応するため「学校施設の再配置や複合化」を含めた、本市の学校施設の整備計画の検討に早急に取り組み、効率的、かつ、効果的な教育環境の整備に努めます。

3 確かな学力の定着と向上

- (1) 「愛媛県学力診断調査」「全国学力・学習状況調査」等の成果と課題や伊予市立学校の教育力向上推進委員会の提言をもとに、市内小中学校が積極的に連携、情報を共有して学力の定着と向上に取り組みます。また、学校と家庭の連携による家庭学習の質的な向上を図ります。
- (2) 学習支援システム・ソフト等による一人一台端末の効果的な利活用により、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を推進するとともに、ＩＣＴ環境や学校図書館を最大限活用することにより、情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成に努めます。また、デジタル教科書の活用については、実践を踏まえて研究を進めていきます。
- (3) 小学校外国語活動・外国語科の充実及び中学校英語教育との円滑な接続を図るために、小学校教員と中学校英語科教員又は外国語指導助手（ＡＬＴ）との連携を充実し、子どものコミュニケーション能力の向上を図ります。

4 豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進

- (1) 「考え、議論する」道徳の授業実践に向け、道徳科の指導内容や指導方法の改善を図るとともに、個が生きる評価の工夫に努めることで道徳的な判断力・心情・実践意欲や態度を養います。
- (2) 子どもが集団活動への関心や必要感をもち、豊かな社会性が育つよう、全教職員の共通理解の下、自発的、自治的な活動の展開に努めます。
- (3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、子どもの実態に応じた「体力アップ推進計画」を策定・実践することにより、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成と体力の向上を図ります。
- (4) 学校間(異種間)の円滑な連携・接続を図り、交流機会の設定、架け橋期のカリキュラム策定など学びや育ちの連続性を確立していくことで、基本的な生活習慣の形成や心身共に健全な子どもの育成に努めます。
- (5) 家庭と学校が連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」など子どもの健康に関する基本的な生活習慣の確立に努めます。特に、栄養教諭・養護教諭等の専門性を生かし、教職員との連携を図りながら食に関する指導や生活習慣病予防のための指導の充実に努めます。また、学校給食については、栄養バランスや量を保ち、児童生徒が適切な栄養を摂取することで、健康の保持増進ができるように努めます。

5 人権・同和教育の充実と子どもの健全育成

- (1) 人権尊重の理念を全ての教育活動の基盤におき、「部落差別解消推進法」等を踏まえ、差別の現実に学ぶことを基本理念とし、全ての教職員が人権・同和教育の推進者として、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて確固たる姿勢を確立します。
- (2) 子どもが同和問題をはじめとする様々な人権問題を自分事として受け止め、理解を深めるとともに、問題解決への意欲や態度を育むことができるよう、参加体験的な活動を多様に取り入れるなど指導方法を工夫します。また、学校・家庭・地域が一体となった人権・同和教育の推進に努めます。
- (3) いじめ・不登校については、最重要課題として全教職員が共通理解を図り、指導体制を確立して組織的に対応するとともに、関係機関等との一層の連携協力に取り組み、その解消に努めます。また、虐待やヤングケアラー等、困難を抱える子どもの発見に努め、学校・家庭・関係機関が情報共有を図ったり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを積極的に活用したりしながら、ニーズに寄り添ったきめ細やかな支援を行います。
- (4) 伊予市いじめの防止等のための基本方針のもと、いじめの早期発見・適切な対応・早期解決に全力で取り組み、誰もが安心して学べる学校づくりを推進します。また、子どもが主体的にいじめ防止に取り組むために、「伊予市いじめSTOP愛顔の子ども会議」等を有効に活用するとともに、全ての教育活動を通して「生命への畏敬の念」や「思いやりの心」を育てる指導を充実させます。
- (5) 全教職員の共通理解の下、危機管理体制等の再点検を行い、有効に機能する組織的な生徒指導体制を整備します。子どもの反社会的な行為に対しては、毅然とした態度で臨み、学校の秩序と安全性を確保するために全力を尽くすように努めます。

- (6) インターネットや携帯電話等の安全な利用、使用上のルールやマナーについて、情報モラル教育の充実を図るとともに、関係機関との連携や保護者への啓発活動に努めます。

6 特別支援教育の充実

- (1) 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心として、配慮を要する子どもに対する全校的な支援体制づくりや教育相談体制を確立し、特別支援教育の充実を図ります。
- (2) 障がいのある子どもの状態、能力・適性を正しく把握し、障がいの状態等に応じたICT機器の活用など、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮や基礎的環境整備の在り方を研究します。また、特別支援学級に在籍する子どもや通級による指導を受ける子どもを含め、配慮を要する子どもに対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、指導と支援の充実を図ります。
- (3) 障がいのある子どもと障がいのない子どもとの積極的な交流及び共同学習を進め、相互理解に努めます。
- (4) 学校間及び、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を強化し、早期からの切れ目ない支援体制づくりに努め、障がいのある子どもの自立と社会参加を支援します。

7 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

- (1) 校長の方針の下に、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行い、これからの時代に必要な力を子どもたちに育むために、ICTや地域の教育資源を効果的に活用できる教職員の資質・能力の向上に努めます。
- (2) 学校の実情に応じたミドルリーダーを育成し、教育専門職としての実践的指導力と人間的魅力を深めるため、専門的・実践的な研修に努めるとともに、誇りややりがい、互いの信頼感を感じ、働きやすい学校となるよう教育環境を整えます。
- (3) 校務支援システムやICT機器の利活用、スクール・サポート・スタッフの配置等の整備を進めることで、教職員の長時間労働の軽減及び子どもと向き合う時間の確保を目指して、業務改善に努めます。
- (4) 綱紀の保持と服務規律の確保を徹底し、定期的にチェックリストを活用したり、校内研修会を実施したりして、全教職員が全力を挙げて不祥事根絶に取り組むとともに、レジリエンスの強化など予防に力点を置いたメンタルヘルス対策に取り組みます。
- (5) 目標チャレンジ制度の適切な運用、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励により、教職員の人材育成、組織全体の士気高揚を図り、組織目標の達成に努めます。

ますます、いよし。

